

新型コロナウイルス感染症に係る各種支援制度一覧 令和2年5月1日現在

●該当、▲状況によって該当

支援制度名	対象者	内容	対象区分		支援者				受付窓口・問い合わせ先	支援区分	
			個人・世帯	事業主 (個人・法人)	国	県	市	その他			
後期高齢者医療保険料の減免	①新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯の者 ②新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者の事業収入等が、前年より3割以上の減少が見込まれる世帯の者 など	①全額(減免率10分の10) ②前年の合計所得金額に応じ、減免率10分の10～10分の2を適用(所得要件あり) 【対象となる保険料】 ・令和元年度分 2月分と3月分(特別徴収の場合は2月徴収分) ・令和2年度分 全期間	●						●	高齢者活躍支援課 ☎ 224-8767	減免・免除
介護保険料の減免	①新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った第1号被保険者(65歳以上) ②新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者の事業収入等が、前年より3割以上の減少が見込まれる第1号被保険者(65歳以上)	①全額(減免率10分の10) ②前年の合計所得金額に応じ、減免率10分の10、10分の8のいずれかを適用(所得要件あり) 【対象となる保険料】 ・令和元年度分:月割による令和2年2月・3月分 ・令和2年度分:全期間	●					●		介護保険課 ☎ 224-7991	減免・免除
国民健康保険料の減免	①新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯 ②新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者の事業収入等が、前年より3割以上の減少が見込まれる世帯の者など	①全額(減免率10分の10) ②前年の合計所得金額に応じ、減免率10分の10～10分の2を適用(所得要件あり) 【対象となる保険料】 ・令和元年度分:2月期、3月期分 ・令和2年度分:全期間	●					●		国民健康保険課 (賦課担当) ☎ 224-5025	減免・免除
国民年金保険料の免除等	令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われるなど収入が減少し、当年中の所得の見込額が、国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれる方	当年中の所得見込額により、免除(全額、4分の3、半額、4分の1)、納付猶予、学生納付特例を適用 【対象となる保険料】 ・令和2年2月～6月分、7月分以降は未定。学生納付特例は令和2年2月～令和3年3月分 ※免除等の期間は、老齢基礎年金等の受給資格期間に算入されますが、受給額については減額等されます。ただし、10年以内であれば追納が可能	▲					●		長野南年金事務所 ☎ 227-1284 国民健康保険課 国民年金室 ☎ 224-5026	減免・免除
市営住宅等の家賃の減免	入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき (長野市営住宅の設置及び管理に関する条例第16条)	入居者の収入が基準額以下となったとき 家賃の2分の1の額～全額 (長野市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第25条)	●					●		住宅課 ☎ 224-7427	減免・免除
県営住宅等の家賃の減免	入居者(親族を含む)の収入が著しく低額となったとき (県営住宅等に関する条例第14条)	知事が別に定める額以下となったとき 家賃の3分の1が減免 (県営住宅等に関する規則第6条)	●					●		県建築住宅課公営住宅室 ☎ 235-7337	減免・免除